

神戸市民間教育・保育施設児童健康診断補助金交付要綱

(趣旨・定義)

第1条 この要綱は、市内に所在する民間教育・保育施設の児童の健康の保持増進を図るために、健康診断を実施する教育・保育施設に対し、補助金を交付することについて、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めることを目的として制定する。

2 この要綱で、教育・保育施設とは、認定こども園、保育所（園）及び幼稚園（子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）第31条第2号に規定するものとして確認を受けた幼稚園に限る。）（以下「認定こども園等」とする。）とする。

(補助の対象)

第2条 次の各号に定める健康診断を実施する認定こども園等に対して、補助金を交付する。なお、本条の健康診断の対象となる児童は、子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）第19条第1号から第3号に定める子どもとする。

- (1) 4・5歳児クラスに在籍する児童を対象とした眼科健診
- (2) 4・5歳児クラスに在籍する児童及び0歳から2歳児クラスに在籍する児童のうち別に定める事前の保健調査により健診が必要と判断された児童を対象とした耳鼻科健診
- (3) 4・5歳児クラスに在籍する児童を対象とした年度内2回目の歯科健診

(補助金額)

第3条 補助金の額は第2条第1項第1号から第3号のそれぞれの事業に対し、別表第1から第

3に定める金額とする。

(補助金の使途)

第4条 前条に定める補助金は第2条に定める事業に支出しなければならない。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする認定こども園等は、第2条の健康診断実施後、市長に対して神戸市民間教育・保育施設児童健康診断補助金交付申請書（様式第1号）を添付書類とともに提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは補助金交付の決定をし、神戸市民間教育・保育施設児童健康診断補助金交付決定通知書（様式第2号）により、認定こども園等に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定にあたり、必要な条件を付することができる。

(補助金の請求)

第7条 前条第1項の通知を受けた認定こども園等は、神戸市民間教育・保育施設児童健康診断補助金交付請求書（様式第3号）を決定後、速やかに市長に提出しなければならない。

(施行の細目)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年 1月26日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年 1月30日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年 3月31日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年 4月1日から施行する。